

広告掲載に関する契約書

契約名	千葉市環境局喫煙所内広告
掲載場所	J R 海浜幕張駅高架下喫煙所内部壁面 (所在地: 千葉市美浜区ひび野 2-112-1) ※詳細は、別紙「仕様書」のとおり
数量	○面
大きさ	1面あたり B1 サイズ
契約期間	自 令和 8 年 4 月 1 日 至 令和 9 年 3 月 31 日
契約金額	, 円 (うち消費税及び地方消費税の額 , 円)
契約保証金	有 (ただし、千葉市契約規則第 29 条各号いずれかに該当する場合は免除)

上記の業務について、千葉市(以下「発注者」という。)と (以下「受注者」という。) は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって、広告掲載に関する契約を締結し、信義に従って、誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市
千葉市長 神谷俊一 印

受注者 住所(所在地)
商号又は名称
代表者 印

(総則)

第1条 発注者は、千葉市環境局喫煙所の内部壁面を広告の掲載場所として提供し、受注者に広告を掲載させるものとする。

2 受注者は、この契約書のほか、千葉市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）、千葉市広告掲載基準（以下「基準」という。）及び千葉市環境局喫煙所内広告掲載取扱要領（以下「要領」という。）に従い、日本国の法令等を遵守し、この契約を履行しなければならない。

(掲載場所の用途)

第2条 受注者は、第7条に規定する広告枠を広告掲載のみに利用し、その他の用途に使用してはならない。

(契約期間)

第3条 契約期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

2 前項の契約期間は、第4条第4項に規定する手続きにより、受注者が行政財産の使用許可期間の更新を受けた期間について、自動的に延長するものとする。

ただし、延長された期間内において、第4条第1項に規定する使用許可が取り消された場合等においては、この限りではない。

(行政財産の使用許可等)

第4条 受注者は、広告掲載に関しては、千葉市公有財産規則（昭和40年規則第11号）（以下「規則」という。）に基づき、その掲載期間について行政財産の使用許可（以下「使用許可」という。）を受け、使用許可にあたり付された許可条件を遵守しなければならない。

2 受注者は、広告を掲載するときは、規則に定める「行政財産使用許可申請書」を発注者に提出しなければならない。

3 受注者は、前項に定める使用許可の更新について、1年を単位として使用許可の更新を申請することができる。ただし、更新は、2回までとし、最大で令和11年3月31日までとする。

4 受注者は、第3項の規定に基づき使用許可期間を更新しようとするときは、期間が満了する日の30日前までに、使用許可期間の更新に係る「行政財産使用許可申請書」を発注者に提出するものとする。

5 受注者は、行政財産の使用の許可を受けたときは、千葉市行政財産使用料条例（昭和39年条例第33号）及び千葉市道路占用料条例（昭和30年12月24日条例第33号）の規定に基づき算定した使用料を、発注者が発行する納入通知書により、指定する日までに発注者に支払わなければならない。

6 前項の指定する日までに使用料の納入がないときは、千葉市税外収入金に係る延滞金の徴収に関する条例（昭和39年条例第34号）第2条の規定により、発注者は延滞金を徴収することができる。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継し、又は担保の目的に供してはならない。

(秘密の保持)

第6条 受注者は、業務を行ううえで知り得た情報を外部に漏らしたり又は他の目的に利用したりしてはならない。契約が終了し、又は解除された場合においても同様とする。

(広告の規格、掲載位置)

第7条 広告の規格、掲載位置は、別添仕様書記載のとおりとする。

(広告の掲載期間)

第8条 広告枠を使用できる期間は、第4条第1項の使用許可の期間と同様とする。

(広告内容についての責任)

第9条 受注者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 広告の内容に関する一切の責任を負うこと。
- (2) 広告の内容が第三者の権利を侵害するものではないこと。
- (3) 広告の内容に係る財産権の全てについて権利処理が完了していること。
- (4) 第三者が発注者に対して、広告活動に関連して被った損害の賠償を請求したときは、受注者の責任及び負担において解決すること。
- (5) 広告内容に対する苦情については、受注者が誠意をもって対応すること。

(広告掲載料の支払い)

第10条 受注者は、使用料を発注者が指定した日までに納入しなければならない。

- 2 受注者は、広告料を発注者が指定する日までに納入するものとする。
- 3 広告掲載料に関する延滞金の取り扱いについては、千葉市税外収入金に係る延滞金の徴収に関する条例（昭和39年条例第34号）に定めるところによる。
- 4 発注者は、天災その他やむを得ない事情により千葉市環境局喫煙所を閉鎖するときには、閉鎖する期間の属する月の広告料を免除するものとする。

(広告の制作等)

第11条 広告は、受注者の責任及び負担において制作するものとする。第14条の規定により広告の内容を修正又は削除するときも、同様とする。

- 2 広告の内容は、要綱、基準及びその他法令（以下「要綱等」という。）に基づくものでなければならない。

(維持管理等)

第12条 受注者は、掲載された広告の維持管理を行い、これに要する費用は受注者の負担とする。

- 2 受注者は、前項に係る作業について、発注者と協議の上、日程等を決定し、その指示に従い、実施する。

(危険負担)

第13条 受注者は、発注者が千葉市環境局喫煙所を善良な管理者の注意をもって管理したにもかかわらず、掲載した広告に対する汚損、破損又は盗難等による被害が発生したときは、自己の責任において速やかに補修しなければならない。

(広告内容の修正又は削除)

第14条 発注者は、掲載期間中の広告が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、受注者に対して広告内容の修正又は削除を求めることができる。この場合において、受注者はこの求めに従わなければならない。

- (1) 広告主又は広告内容が要綱及び基準に違反したとき。
- (2) 広告内容が法令に抵触する恐れがあるとき。
- (3) その他発注者が掲載するものとしてふさわしくないと判断したとき。

(広告の一時撤去)

第15条 発注者は、天災その他やむを得ない事情により千葉市環境局喫煙所の利用が困難な状況になったときは、受注者に対して広告の一時撤去を求めることができる。この場合において、受注者はこの求めに従わなければならない。

(発注者の解除権)

第16条 発注者は、次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、受注者に対し書面により催告したうえ、契約を解除することができる。

- (1) 使用許可を得られないとき。
 - (2) 受注者の責に帰す事由で使用許可を取り消されたとき。
 - (3) 受注者が要綱等に違反し、又は契約を履行しない場合において、発注者が書面により相当の期間を定めてその是正を催告してもその期間内には是正がないとき。
 - (4) 契約の履行に関し、受注者に著しく不正な行為があったとき。
 - (5) 受注者に重大な社会的信用失墜行為があったとき。
 - (6) 受注者が破産手続きの申立て、更生手続き開始の申立てなど、その経営状況が著しく不健全となり、又はその恐れがあると認められる相当な理由があったとき。
 - (7) 受注者が契約の解除を申し出たときで、発注者が契約の解除が相当であると認めるとき。
- 2 前項の規定により契約を解除する場合において、納付済みの広告料があったときは、当該広告料を違約金と見なし、受注者に還付しないものとする。
- 3 第1項の規定により契約を解除する場合において、未払いの広告料があったときは、広告の掲載月数及び日数に応じて、受注者に請求することができる。
- 4 発注者は、公用又は公共用に供するために使用許可の全部又は一部を取り消すときは、契約の全部又は一部を解除することができる。
- 5 前項の規定により使用許可の全部又は一部を取り消すときは、千葉市行政財産使用料条例(昭和39年条例第33号)第5条ただし書きの規定により、使用料の全部又は一部を還付することができる。
- 6 第4項の規定により契約の全部又は一部を解除するときは、広告料の全部又は一部を還付することができる。
- 7 第2項の違約金は、損害賠償の予定又は一部としない。
- 8 還付する広告料又は使用料には、利息を付さないものとする。

(受注者の解除権)

第17条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、書面により催告した

うえ、契約を解除できる。

- (1) 発注者が契約に違反した場合において、受注者が書面により相当の期間を定めてその是正を催告してもその期間内に是正がないとき。
- (2) 契約の履行に関し、発注者に著しく不正な行為があつたとき。

2 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を請求することができる。

(広告掲載の取下げ)

第18条 受注者は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができる。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、受注者は書面により発注者に申し出なければならない。

(契約の解除に伴う広告主への補償等)

第19条 受注者は、第16条第1項又は第4項の規定に基づいて契約が解除された場合において、広告主に対して損害の補償及び報酬等の返還を行う必要が生じたときは、自己の責任と負担において解決するものとする。

(損害賠償)

第20条 発注者及び受注者は、契約の履行に関し、相手方の責に帰すべき事由により損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。ただし、間接損害及び二次的損害についてはこの限りではない。

2 前項本文の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に該当するときは、発注者に対し損害の賠償を請求することができない。

- (1) 要領第15条第3項の規定により、広告の掲載が不決定となったとき。
- (2) 第14条の規定により、修正又は削除を行つたとき。
- (3) 第15条の規定により、広告の一時撤去がなされたとき。
- (4) 第16条第1項又は第4項の規定により、契約の解除がなされたとき。

3 第1項に規定する損害賠償の額は、発注者及び受注者が協議して定める。

(原状回復等)

第21条 受注者は、契約期間が満了したとき、又は契約を解除したときは、発注者の指示に従い、自己の費用をもって広告を撤去し、掲載場所を原状に回復して返還しなければならない。

2 前項の場合において、受注者が広告を撤去しないとき又は掲載場所を原状回復しないときは、発注者はこれを撤去し又は原状回復することができる。この場合において、発注者は、撤去又は原状回復に係る費用を受注者に請求できる。

(争訟の提起)

第22条 この契約に関する争訟の提起申立て等は、専属管轄を除くほか、千葉市を管轄する裁判所で行うものとする。

(協議)

第23条 この契約に定めのない事項について疑義が生じた場合は、発注者と受注者が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(補則)

第24条 この契約に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、別に発注者が定める。